

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和４年６月定例会議案目次

議案番号	件名
議第４１号	令和４年度山形市一般会計補正予算
議第４２号	令和４年度山形市一般会計補正予算
議第４３号	令和４年度山形市農業集落排水事業会計補正予算
議第４４号	高規格救急自動車の購入について
議第４５号	工事請負契約の締結について（山形市立第九中学校校舎増築建築工事）
議第４６号	工事請負契約の締結について（市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工））
議第４７号	山形市市税条例等の一部改正について
議第４８号	山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について
議第４９号	山形市特別養護老人ホーム条例の一部改正について
報第　１号	専決処分の承認について（令和３年度山形市一般会計補正予算）
報第　２号	専決処分の承認について（山形市市税条例等の一部改正について）
報第　３号	専決処分の承認について（山形市国民健康保険税条例の一部改正について）

議 第 41 号

令和 4 年度山形市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ735,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,103,649千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		16,436,867 ^{千円}	735,649 ^{千円}	17,172,516 ^{千円}
	2 国庫補助金	4,208,660	735,649	4,944,309
歳 入 合 計		99,368,000	735,649	100,103,649

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		39,010,324 ^{千円}	735,649 ^{千円}	39,745,973 ^{千円}
	1 社会福祉費	16,519,291	509,893	17,029,184
	2 児童福祉費	18,466,196	225,756	18,691,952
歳 出 合 計		99,368,000	735,649	100,103,649

議 第 42 号

令和 4 年度山形市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度山形市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,202,841千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,306,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		17,172,516 ^{千円}	1,504,452 ^{千円}	18,676,968 ^{千円}
	1 国庫負担金	12,001,203	327,459	12,328,662
	2 国庫補助金	4,944,309	1,174,993	6,119,302
	3 委託金	227,004	2,000	229,004
16 県支出金		7,664,280	371,120	8,035,400
	2 県補助金	2,415,242	371,120	2,786,362
19 繰入金		2,295,549	2,210	2,297,759
	2 基金繰入金	1,920,264	2,210	1,922,474
20 繰越金		600,000	299,809	899,809
	1 繰越金	600,000	299,809	899,809
21 諸収入		6,082,280	11,350	6,093,630
	3 貸付金元利収入	4,234,988	7,500	4,242,488
	5 雑入	1,638,455	3,850	1,642,305
22 市債		7,063,100	13,900	7,077,000
	1 市債	7,063,100	13,900	7,077,000
歳 入 合 計		100,103,649	2,202,841	102,306,490

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		9,583,191 ^{千円}	201,350 ^{千円}	9,784,541 ^{千円}
	7 企 画 費	4,130,881	201,350	4,332,231
3 民 生 費		39,745,973	223,894	39,969,867
	2 児 童 福 祉 費	18,691,952	223,894	18,915,846
4 衛 生 費		7,752,191	984,089	8,736,280
	1 保 健 衛 生 費	3,832,470	976,612	4,809,082
	4 上 水 道 費	25,841	7,477	33,318
6 農 林 水 産 業 費		1,938,921	138,760	2,077,681
	1 農 業 費	1,587,721	138,760	1,726,481
7 商 工 費		7,329,495	439,640	7,769,135
	1 商 工 費	7,268,960	439,640	7,708,600
8 土 木 費		11,839,741	176,236	12,015,977
	4 都 市 計 画 費	3,988,438	176,236	4,164,674
9 消 防 費		3,298,692	△ 76,775	3,221,917
	1 消 防 費	3,298,692	△ 76,775	3,221,917
10 教 育 費		9,158,842	65,647	9,224,489
	1 教 育 総 務 費	1,859,185	11,525	1,870,710
	2 小 学 校 費	1,803,347	5,390	1,808,737
	3 中 学 校 費	508,678	21,232	529,910
	4 高 等 学 校 費	1,429,800	27,500	1,457,300

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 予 備 費		50,000 ^{千円}	50,000 ^{千円}	100,000 ^{千円}
	1 予 備 費	50,000	50,000	100,000
歳 出 合 計		100,103,649	2,202,841	102,306,490

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付金 債 権 取 得 事 業	令和5年度から 令和8年度まで	42,790 ^{千円}
ス マ ー ト 農 業 実 装 事 業	令和5年度から 令和6年度まで	33,974
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車 整 備 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	86,000

第3表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 会 館 整 備 事 業	千円 11,900	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
簡 易 給 水 施 設 整 備 事 業	5,600			

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
創 造 都 市 拠 点 施 設 整 備 事 業	千円 44,100	千円 52,900
体 育 施 設 整 備 事 業	50,300	89,000
都 市 計 画 公 園 整 備 事 業	277,900	356,400
消 防 施 設 整 備 事 業	659,800	483,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	372,900	392,800
高 等 学 校 整 備 事 業	111,600	138,600

議 第 43 号

令和 4 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,164千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		158,096 ^{千円}	14,164 ^{千円}	172,260 ^{千円}
	1 繰 入 金	158,096	14,164	172,260
歳 入 合 計		210,772	14,164	224,936

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		75,241 ^{千円}	14,164 ^{千円}	89,405 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	75,241	14,164	89,405
歳 出 合 計		210,772	14,164	224,936

議第 4 4 号

高規格救急自動車の購入について

次のとおり、高規格救急自動車を購入する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 購 入 金 額 | 金 3 3, 5 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 購 入 先 | 山形トヨタ自動車株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

高規格救急自動車を購入するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第 3 条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第45号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

- | | |
|----------|--------------------|
| 1 契約の目的 | 山形市立第九中学校校舎増築建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 請負金額 | 金252,510,500円 |
| 4 契約の相手方 | 渋谷組・斎藤工務店建設工事共同企業体 |

理 由

山形市立第九中学校校舎増築建築工事について、渋谷組・斎藤工務店建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第2条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第46号

工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結する。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 請負金額 | 金507,412,400円 |
| 4 | 契約の相手方 | 日本ピーエス・三和建設工事共同企業体 |

理 由

市道楯山停車場立谷川線道路橋整備工事（上部工）について、日本ピーエス・三和建設工事共同企業体と請負契約を締結するため、契約及び財産の取得又は処分並びに財産の管理等に関する条例第2条の規定により、議決を求めようとするものである。

議第47号

山形市市税条例等の一部改正について

山形市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市市税条例等の一部を改正する条例

(山形市市税条例の一部改正)

第1条 山形市市税条例（昭和40年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第16条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第22条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に、「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第25条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第26条第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければならない」を「付記しなければならない」に改める。

第26条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第26条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第40条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第8条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第11条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第20条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第23条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第26条の4第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があると

きに限り、適用する。

附則第26条の5第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第26条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第26条の5第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第35条を削る。

（山形市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 山形市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、山形市市税条例第26条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中山形市市税条例第26条の2の見出し及び同条第1項並びに第26条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第8条の3の2第1項及び第23条第3項の改正規定並びに同条例附則第35条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中山形市市税条例第16条第4項及び第6項、第22条の3第1項及び第2項、第25条第1項ただし書並びに第26条第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第20条第2項、第26条の4第4項並びに第26条の5第4項及び第6項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）第26条

の２第１項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「１号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第２６条の２第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の山形市市税条例（次項において「旧条例」という。）第２６条の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２ 新条例第２６条の３第１項の規定は、１号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２６条の３第１項に規定する申告書について適用し、１号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２６条の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３ 前条第２号に掲げる規定による改正後の山形市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 令和２年４月１日から令和４年３月３１日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）第１条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第２項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の改正に伴い、住宅ローン控除制度の延長、固定資産税の課税標準の特例措置の見直しなど、所要の改正をしようとするものである。

議第48号

山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部改正について

山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例

山形市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成
28年市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年」を「3年」に改め
る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山形市地方活力向上地域におけ
る固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用す
る。

理 由

総務省令の改正に伴い、本社機能を移転・拡充する事業に係る固定資産税の特例措置を延長
しようとするものである。

議第 4 9 号

山形市特別養護老人ホーム条例の一部改正について

山形市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 9 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

山形市特別養護老人ホーム条例（平成 7 年市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 老人福祉法に基づく措置に係る次に掲げる事業

ア 老人福祉法第 1 0 条の 4 第 1 項第 3 号の規定による措置に係る者を短期間入所させ、
養護する事業

イ 老人福祉法第 1 1 条第 1 項第 2 号の規定による措置に係る者を入所させ、養護する事
業

第 4 条中「前条第 1 号」を「前条第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア」に、「2 0 人」を「1 8
人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

菅沢荘における短期入所の入所定員を変更しようとするものである。

報第1号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝弘



専第 12 号

令和 3 年度山形市一般会計補正予算について

令和 3 年度山形市一般会計補正予算（第 13 号）は、別記のとおりとする。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

山形市長 佐 藤 孝 弘

別 記

令和３年度山形市一般会計補正予算（第 13 号）

令和３年度山形市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第 1 条 地方債の変更は、「第 1 表 地方債補正」による。

第 1 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 の 駅 整 備 事 業	千円 6,300	千円 19,100
合 計	6,300	19,100

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額		
	当該年度中起債見込額			変更前	変更額	変更後
	変更前	変更額	変更後			
1 普 通 債	千円 11,047,700	千円 12,800	千円 11,060,500	千円 58,743,496	千円 12,800	千円 58,756,296
(7) 総 務	2,065,800	12,800	2,078,600	5,191,316	12,800	5,204,116
合 計	16,397,000	12,800	16,409,800	111,937,570	12,800	111,950,370

報第2号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝 弘



専第13号

山形市市税条例等の一部改正について

山形市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

山形市長 佐藤 孝 弘

別紙

山形市市税条例等の一部を改正する条例

(山形市市税条例の一部改正)

第1条 山形市市税条例(昭和40年市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第11条の6の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第11条の8の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第27条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附則第29条中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

(山形市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形市市税条例の一部を改正する条例（令和2年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、山形市市税条例第38条第10項の改正規定中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の山形市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第3号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により別紙写しのとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月9日提出

山形市長 佐藤 孝 弘



専第14号

山形市国民健康保険税条例の一部改正について

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により、上記のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

山形市長 佐藤 孝 弘

別紙

山形市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険税条例（昭和３６年市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第６条第２項ただし書中「６３万円」を「６５万円」に改め、同条第３項ただし書中「１９万円」を「２０万円」に改める。

第２０条中「６３万円」を「６５万円」に改め、「１９万円」を「２０万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の山形市国民健康保険税条例の規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。